

平成 24 年（2012 年）4 月 13 日

短期入所事業者 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

自立支援担当課長 高橋 みゆき

障害福祉サービスに係る利用者負担上限額管理について（通知）

本年 4 月の法改正により、障害者自立支援法に基づく児童デイサービス（障害福祉サービス）は、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービス（障害児通所支援）に移行しました。

これに伴い、障害福祉サービスにおける利用者負担上限額管理（以下「上限額管理」という。）の対象から、児童デイサービスが除かれることとなったため、これまで児童デイサービス事業者が上限額管理を行っていた児童は、新たに利用者負担上限額管理者（以下「上限額管理者」という。）が設定されることとなります。

つきましては、上限額管理に係る取扱いを下記のとおりとしますので通知します。貴事業所職員にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1 制度改正により新たに届出が必要となる対象者

複数事業者と利用契約を結びサービスを利用している者のうち、児童デイサービス事業者が障害福祉サービスに係る上限額管理者として設定されている者

2 具体的な手続きの流れ

(1) 上記 1 に該当する者で、複数事業者と利用契約を結びサービスを利用している場合には、新たに上限額管理者を設定する必要があります。

ただし、複数事業者を利用している場合であっても、一月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが見込まれない場合には、上限額管理者の設定は必要ありません。

- (2) 上限額管理者の設定が必要となる場合、訪問系サービス（居宅介護、同行援護及び行動援護）を利用している者は、基本的に訪問系サービス事業者が上限額管理者となります。このことについては、訪問系サービス事業者に対し、別添「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」を4月25日までに区保健福祉課にご提出いただくよう依頼しております。
- (3) 児童デイサービス事業者を除いた結果、障害福祉サービスは短期入所事業のみの利用となった場合、上限額管理を行った短期入所事業者におかれましては、上限額管理を行うごと、必ずサービス提供月の翌月5日までに、札幌市障がい福祉課（TEL 211-2938）にご連絡いただきますようお願いいたします（従前どおりの取扱い）。

3 上限額管理事務の変更点

児童デイサービスが上限額管理の対象から外れることを除き、事務手続きの取扱いに変更はありません。

4 その他留意事項

- (1) 障害福祉サービス受給者証に、上限額管理者として児童デイサービス事業者が記載されている場合には、区保健福祉課で記載を削除することとなります。
- (2) 児童デイサービスの事業者番号は、平成24年4月以降、使用することができません（多機能型事業者を除く）。

平成24年4月以降のサービス提供実績について、国民健康保険団体連合会に請求する際、上限額管理者や上限額管理結果票の中に当該番号が設定されている場合にはエラーとなりますのでご注意ください。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課給付管理係 担当：一條
TEL 011-211-2938 FAX 011-218-5181
E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp